

○府中市自転車の放置防止に関する条例

昭和58年6月30日

条例第7号

改正 昭和60年6月29日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、駅周辺道路等における自転車の放置を防止するとともに、商業地域及び近隣商業地域における自転車の大量駐車需要を生ずる施設に対し、自転車駐車を設置させることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 駅周辺道路等 駅周辺の道路、広場、公園その他公共の場所をいう。
- (3) 放置 自転車が駐車指定場所以外の場所に置かれており、かつ、当該自転車の利用者が当該自転車から離れて直ちに移動させることができない状態をいう。
- (4) 大規模店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等で、別表に規定する施設をいう。
- (5) 小規模店舗等 前号に規定する大規模店舗等以外で、商店、銀行、遊技場、事務所、医院、学習塾等をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、駅周辺における自転車利用の状況を勘案して自転車駐車の設置並びに自転車の放置防止に関する指導及び啓もうに努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の放置防止に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車の利用者は、駅周辺道路等に自転車を放置しないよう努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者は、当該自転車の見やすいところに、住所及び氏名の明記並びに自転車の防犯登録に努めなければならない。

- 3 自転車の利用者は、歩行者に迷惑を及ぼさないようにする等自転車の安全利用に努めなければならない。
- 4 駅周辺の居住者は、通勤、通学等のため当該駅への自転車利用を自粛するよう努めなければならない。
- 5 駅周辺の事業所又は学校に通勤又は通学する者は、当該駅からの自転車利用を自粛するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、自転車に住所及び氏名の明記並びに自転車の防犯登録を受けるよう勧奨に努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第7条 鉄道事業者は、鉄道の利用者のために自ら自転車駐車場の設置に努めなければならない。

- 2 鉄道事業者は、市長が自転車駐車場を設置するときは、その用地の提供に努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(大規模店舗等の責務)

第8条 商業地域及び近隣商業地域に自転車の大量駐車需要を生じさせる大規模店舗等を、新築又は増築しようとする者は、別表の基準に基づき自転車駐車場を設置するとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

- 2 商業地域及び近隣商業地域に自転車の大量駐車需要を生じさせる大規模店舗等を現に設置している者は、前項の基準に基づき自転車駐車場の設置に努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(小規模店舗等の責務)

第9条 自転車放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)内において、小規模店舗等を設置している者は、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第10条 市長は、自転車駐車場が整備されている駅周辺で、必要な区域を放置禁止区域として指定することができる。

- 2 市長は、放置禁止区域を指定するときは、府中市自転車対策審議会の意見を聞かなければならない。

- 3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 放置禁止区域の指定は、前項の規定による告示があつた日から2週間を経過した日から効力を生ずる。

(放置禁止区域の変更又は廃止)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更又は廃止することができる。

2 前項の規定による放置禁止区域の変更又は廃止については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(自転車の放置禁止)

第12条 自転車の利用者は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(自転車の放置に対する措置)

第13条 市長は、放置禁止区域内に放置され、又は放置しようとする自転車の利用者に対し、当該自転車を当該放置禁止区域から自転車駐車場その他適切な場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車を移動又は撤去することができる。

3 市長は、放置禁止区域外の駅周辺道路等に自転車が放置され、良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、一定期間警告し、なお、放置されている場合は、当該自転車を移動又は撤去するなど必要な措置を講ずることができる。

(自転車駐車場における一定期間以上の駐車禁止)

第14条 自転車の利用者は、市が設置する自転車駐車場に一定期間以上継続して駐車してはならない。

(昭60条例13・追加)

(自転車駐車場に一定期間以上駐車している自転車に対する措置)

第15条 市長は、市が設置する自転車駐車場に駐車している自転車が継続して利用されていないと認められる場合においては、一定期間警告し、なお、当該自転車が引き続き同様な状態にある場合には、当該自転車を移動又は撤去することができる。

(昭60条例13・追加)

(撤去した自転車の措置)

第16条 市長は、第13条第2項、第3項及び前条の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車を保管するとともに、当該自転車の所有者の確認に努め、所有者が判明した場合は、速やかに当該自転車を引き取るよう通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定する通知をしたにもかかわらず、所有者が引き取らない自転車及び所有者の確認ができなかつた自転車については、第3項に規定する告示後60日経過後に処分することができる。

3 市長は、第1項の規定により自転車を撤去し保管したときは、その旨及び告示後60日を経過したときは、当該自転車を処分する旨を速やかに告示しなければならない。

(昭60条例13・一部改正)

(費用の徴収)

第17条 市長は、前条第1項により自転車を撤去し保管したときは、それに要した費用を規則で定めるところにより、当該自転車の所有者から徴収することができる。

(昭60条例13・一部改正)

(府中市自転車対策審議会の設置)

第18条 駅周辺道路等における自転車の放置禁止区域の指定等を審議するため、市長の附属機関として府中市自転車対策審議会(以下「審議会」という。)を設置し、委員12人以内で組織する。

2 審議会の構成、運営等について必要な事項は、規則で定める。

(昭60条例13・一部改正)

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(昭60条例13・一部改正)

付 則

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

付 則(昭和60年6月29日条例第13号)

この条例は、昭和60年9月1日から施行する。

別表(第2条、第8条)

自転車駐車場設置基準

用途	規模	自転車駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケット等小売業	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積20平方メートルごとに駐車台数1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
銀行等金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積25平方メートルごとに駐車台数1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに駐車台数1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)

- 1 店舗面積が5,000平方メートルを超える施設を新築する場合には、店舗面積5,000平方メートルまでの部分について上記の基準により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積5,000平方メートルを超える部分について上記の基準により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて設置すべき自転車駐車場の規模とする。
- 2 店舗を増築する場合において、次の各号の一に該当するときは、当該増築後の施設(当該施設のうちこの条例の施行前に建築され、又は建築に着手した部分を除く。)をすべて新築したものとみなして、上記の基準により算定した自転車駐車場の規模から現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模をもつて設置すべき自転車駐車場の規模とする。
 - (1) 本表の用途の欄中の用途に供するもので、増築後に規模の欄の規模となる増築又は増築部分が規模の欄の規模となる増築
 - (2) 本表の用途の欄中の2以上の用途に供する施設となる増築又は現に2以上の用途に供されている施設の増築で、当該用途ごとに上記の基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上となる増築
- 3 本表の用途の欄中の2以上の用途に供する施設が混合した施設については、その用途ごとに自転車駐車場の規模の欄により算定した規模の合計が20台以上である場合は、その合計した規模をもつて設置すべき自転車駐車場の規模とする。